

財務省告示第四百九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第九十

八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六条

の法律及びそ

第九十一条、第四十七条及び附則

第七十六条第一項

三 振替法の適用 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。の規定の適用

を受けるものとし、その振替

用は日本銀行とする。

四 発行方法 価格は競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

に
よ
る
発
行
（
以
下
）
非
価
格
競
争
入
札
特
別
参
加
者
の
第
一
非
価
格
競
争
入
札
発
行
と
い
う
。

口

国 債 市 場
特 別 参 加 場

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
応
募
限
度
額
の
範
囲
内
に
お
い
て
各
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額
面
金
額
で
七
千
三
百
十
億
円

入 価
札 格
発 競
行 争
額

四
十
六
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額
面
金
額
で
六
千
百
十
六
億
三
千
三
百
十
億
円

入 価
札 格
発 競
行 争
額

百
十
六
条
第
一
項
の
規
定
に
基
づ
き

入 価
札 格
発 競
行 争
額

た
り
付
金
額
に
基
づ
き

特 別 参 加 場
国 債 市 場

特
別
参
加
場
の
規
定
に
基
づ
き
発
行
し

口

特 別 参 加 場
国 債 市 場

特
別
参
加
場
の
規
定
に
基
づ
き
発
行
し

十 発 行 日	九 振替 単位	八 最 低 額 面 金					七 口 イ 払 込 金 額					八 最 低 額 面 金														
		行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場		
平成十九年十一月三十日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金	五万円			七百七十五億八千六百六十三万円					六百八十三億六千四十万円	七千三百四十八億八千六十万円			七十億円			特別会計に基	特別会計に基	特別会計に基						で六百八十億円	た利付国債について、額面金額

十

イ一

口

十

三二

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
 込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格

銭 額 以 額
 面 上 面
 金 額 の 金
 額 所 額 百
 百 円 ぞ 円
 円 づ づ につ
 に づ づ き 募
 つ き 百 円 五
 十 三

(一) 年二
 募入
 一パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{71}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるもの

についで、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額の百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住

十四 初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。
平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{21}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支額

平成三十九年九月二十日
日本銀行
額面金額百円につき百円

十九 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十九年十一月三十日